



記者発表資料 1枚

令和7年3月19日
都市計画課

盛土規制法に基づく行政代執行の終了日時をお知らせします

西郷村の民家裏に行われた盛土に対する行政代執行の終了日時をお知らせします。

1 場 所

福島県西白河郡西郷村大字真船字川谷59番1

2 行政代執行の終了日時

令和7年3月24日(月) 午前11時

3 終了日の予定

午前11時に現地において行政代執行の終了を宣言(3分程度)

4 行政代執行の実施内容

盛土の崩壊を防止するため、盛土の高さを低くするとともに、盛土法面の勾配が緩やかになるよう盛土の一部を撤去するとともに、盛土が雨水等で浸食しないよう法面を保護する工事を実施しました。

【問い合わせ先】

都市計画課 副課長兼主任主査 櫻澤 一朝

電話 024-521-7866 (内線 3651) FAX 024-521-7956